

神戸市産休等代替職員制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のため長期間に亘って継続する休暇を必要とする場合において、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用するとき、市がその所要経費を負担することにより、職員の母体の保護又は専心療養の保障を図るとともに、施設における児童等の処遇を確保することを目的とした産休等代替職員制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童福祉施設等の職員 別表に掲げる施設に常勤（定数内）として勤務する職員をいう。
- (2) 産休等職員 児童福祉施設等の職員のうち出産することとなる者又は疾病若しくは負傷のため8日以上療養を必要とする者で、第5条第2号の休業期間中、就業規則若しくは労働契約の定めるところにより労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金の全額又は神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8）に基づき給与の全額の支給を受けるものをいう。
- (3) 産休等代替職員 産休等職員の職務を臨時に行う者をいう。

(産休等代替職員の任用期間)

第3条 児童福祉施設等の長（その者が任用の権限を有しないときは、その権限を有する者）は、当該児童福祉施設等の産休等職員の職務を行わせるため、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間を限度として産休等代替職員を臨時的に任用するものとする。

- (1) 児童福祉施設等の職員が出産することとなる場合（以下「産休の場合」という。）

その職員の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の

日から産後8週間を経過する日までの期間（出産日は、産前に含む。）

- (2) 児童福祉施設等の職員が傷病のため8日以上継続する療養を必要とする場合
（以下「病休の場合」という。）

その職員が休暇を開始して7日を経過した日から、休暇を開始して90日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間

（産休等代替職員の任用順序）

第4条 児童福祉施設等の長が行う産休等代替職員の任用は、次の各号に掲げる順序に従い行うものとし、任用に際しては、健康診断書を徴する等健康状態に留意するものとする。

- (1) 任用しようとする職種に必要な資格を有する者
(2) 前号に定める有資格者を得られない特別の理由があると市長が認めた場合においては、児童等の保護に従事したことがある者又は保育士試験の科目の一部に合格した者等で児童等の保護に熱意を有し、かつ、心身ともに健全なもの

（任用の承認申請）

第5条 児童福祉施設等の長は、産休等代替職員を任用しようとする場合においては、産休等代替職員任用承認申請書（様式第1号）に次項に規定する書類を添えて、第3項に規定する日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の添付書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産休の場合 妊娠証明書、就業規則、本人の願出書及び雇入通知書の写し
(2) 病休の場合 医師の診断書（原則として産休等職員が当該傷病のため、継続して診療を受けている医療機関の医師によるものとする。）、就業規則、本人の願出書及び雇入通知書の写し

3 第1項の期限は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産休の場合 任用しようとする日の2ヶ月前の日
(2) 病休の場合 任用しようとする日の4日前の日

（任用の承認）

第6条 市長は、前条の申請書類を審査し、適当と認めたときは、産休等代替職員任

用承認通知書（様式第2号）を当該児童福祉施設等の長に送付するものとする。

（届出義務）

第7条 産休等代替職員の任用の承認を受けた児童福祉施設等の長は、その任用期間中に産休等職員の雇用関係がなくなったとき若しくは産休等職員が就業したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、市長は、その事実があった日から任用承認を取り消すものとする。

（市の負担経費等）

第8条 市は、その任用の承認を行った産休等代替職員に係る費用として、国が定める産休等代替保育士等の保育単価の日額単価に、その産休等代替職員がその任用予定期間の範囲内において児童福祉施設等に勤務した日数を乗じて得た額を、その任用の承認をした児童福祉施設等に対して負担するものとする

2 第6条の承認を受けた児童福祉施設等の長は、その任用期間経過後、産休等代替職員費交付申請書（様式第3号）と次項に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の添付書類は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによる。

(1)産休の場合 賃金台帳及び出産証明書の写し

病休の場合 賃金台帳及び退院を証するものの写し

(2)産休等代替職員及び産休等職員の出勤簿の写し

(3)産休等代替職員及び産休等職員の賃金台帳等給与支払い状況が確認できるものの写し

4 市長は、前2項の書類を審査し、適当と認めるときは、産休等代替職員費補助金交付決定通知書（様式第4号）を当該児童福祉施設等の長に送付するものとする。

5 産休等代替職員費補助金の交付決定を受けた児童福祉施設等の長は、産休等代替

職員費補助金交付請求書（様式第5号）により請求するものとする。

（施行の細目）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、昭和52年3月23日から施行し、この要綱中病休に係る規定は、昭和51年4月1日から適用する。

（産休代替職員制度実施要項の廃止）

- 2 神戸市産休代替職員制度実施要項（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱施行前に旧要綱の規定に基づいてした、産休代替職員の登録の申込、任用承認申請及び任用の承認その他の行為は、この要綱に相当する規定があるときは、この要綱の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、昭和54年5月31日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

（関係要綱の廃止）

- 2 民間社会福祉施設病代替職員費助成制度実施要項(昭和52年3月23日施行)は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 1 月 23 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

この要綱施行前に旧要綱の規定に基づいてした、産休代替職員の任用承認申請及び任用の承認その他の行為は、この要綱に相当する規定があるときは、この要綱の規定に基づいてしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

施設種別	保育所，へき地保育所，幼保連携型認定こども園，一時保護所，児童養護施設，児童自立支援施設，乳児院，母子生活支援施設，児童発達支援センター，児童心理治療施設
------	---